

お知らせ

# なんたん

発行  
南丹市

第273号

平成29年  
5月26日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

## 目次 (ページ)

- ・お知らせ(1~4)
- ・人材募集(5)
- ・相談会(5~6)
- ・子育て支援(6)
- ・子育て支援(催し)(6~8)
- ・催し(8~10)
- ・特別広報(11)
- ・なんたんテレビ番組表(12)

## お知らせ

### ため池の適正な管理について

ため池は、日頃から堤体の草刈りなどの適正な管理をお願いします。特に、豪雨や長雨に備え、次の点に注意してください。

- ・洪水吐は、ため池の規定水位を保つための重要な施設です。土のうや角落しなどでせき上げて貯水量を増やすことは、ため池の決壊を招く恐れがありますので、絶対やめましょう。
  - ・洪水吐に流木などの浮遊物がある場合、流れを阻害しますので除去しましょう。
  - ・天気予報に注意し、降雨に備え、事前に池の水位を下げましょう。(増水時に水位を下げるため、ため池に近づくことは大変危険です。)
- ※濁った漏水など、異変に気付かれた場合はご連絡ください。

圃農林整備課

TEL(0771)68-0012

### 「はかり」の定期検査について

事業所などで取り引きや証明に使用されている「はかり」が正確であるかを確認するため、定期検査(計量法に基づき2年に1回)を行います。

対象となる「はかり」を使用されている事業者の方は、必ず検査を受けてください。

#### <集合検査>

#### ●日時・場所

区域	日時		場所
美山町	6月15日(木)	午前11時～ 午後2時	宮島振興会
	6月16日(金)	午前11時～ 午後2時30分	高齢者コミュニティセンター
日吉町	6月19日(月)	午前11時～ 午後2時30分	JA京都日吉支店資材倉庫
園部町	6月20日(火)	午前10時～ 午後2時30分	園部公民館
	6月21日(水)		
八木町	6月22日(木)	午前10時～ 午後3時	八木公民館

●対象 ひょう量5t未満の巡回検査対象以外のはかり

●定期検査の対象となる「はかり」 検定証印または基準適合証印が付せられている「はかり」のうち、取り引きや証明に使用されているものに限る。

#### ●検査を受けなければならない「はかり」の例

- ・商店やスーパーなどで、肉や魚など商品の重さを計量する「はかり」
- ・病院や薬局で使用する薬調剤用の「はかり」
- ・学校、保育所などで体重測定などの証明に使用する「はかり」
- ・荷物運送業などで運賃算定用に使用する「はかり」

#### ●検査を受ける必要のない「はかり」の例

- ・工場などにおいて、生産工程に使用する「はかり」
- ・学校などで、教材用または給食用に使用する「はかり」
- ・農家や商店などで、目安用に使用する「はかり」
- ・家庭で目安用に使用する「はかり」(ヘルスメーター、キッチンスケール)
- ・動物病院で使用する「はかり」

●手数料 定められた手数料を現金でお支払いください。

圃商工観光課

TEL(0771)68-0050